

議案第10号

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部改正について

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部を改正する条例

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1の項右欄中「就労自立給付金の支給」を「就労自立給付

金若しくは進学準備給付金の支給」に改め、同表 2 の項右欄中「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を加え、同表 3 の項右欄中「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を加え、同表 5 の項右欄を次のように改める。

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の

施行の日から施行する。